

平成30年6月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

平成30年7月5日

徳島県議会議長 重 清 佳 之 殿

総務委員長 喜 多 宏 思

受理 番号	受 理 年月日	件 名 ・ 要 旨 (紹 介 議 員 氏 名)	提 出 者 住所 氏名	審 査 結 果	備 考
19の1	平成30 6.7	<p>『ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について』</p> <p>子どもたちのひとりひとりが大切にされ、安心して学べるよう、次の事項について配慮願いたい。</p> <p>① 私立高校の高校授業料減免制度の適用を拡大すること。</p> <p>(山田 豊 達田良子 上村恭子)</p>	<p>ゆきとどいた教育をめざす徳島県連絡会代表者 山本 正美 外1名</p>	不採択	

不採択の理由

受理 番号	件 名 及 び 理 由
19の1	<p>『ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について』</p> <p>低所得世帯では、実質無料化がなされ、年収が概ね590万円未満の世帯は授業料の半額の助成と、制度としてかなり充実したものとなっており、厳しい県財政状況の中、十分な支援がなされていると考えますので、御要望には沿えません。</p>

平成30年6月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

平成30年7月5日

徳島県議会議長 重 清 佳 之 殿

経済委員長 来 代 正 文

受理番号	受理年月日	件名・要旨 (紹介議員氏名)	提出者 住所 氏名	審査結果	備考
20	平成30 6.13	『主要農作物種子法の復活について』 築き上げてきた試験場等の取り組みが後退することのないよう、廃止された主要農作物種子法の復活を求める意見書を国に対して提出願いたい。 (山田 豊 達田良子 上村恭子)	農民運動徳島 県連合会 会長 松長 英視	不採択	

不採択の理由

受理番号	件名及び理由
20	『主要農作物種子法の復活について』 米、麦、大豆の種子生産に係る品質基準については、新たに「種苗法」に基づき定められるとともに、優良な種子の供給に必要な事務に関する地方交付税については、今後とも確保される。更に、県においては「徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱」に基づき、引き続き、優良な種子生産の確保に取り組むことから、御要望には沿えません。

平成30年6月定例会 請願審査報告書

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定しましたから、徳島県議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

平成30年7月5日

徳島県議会議長 重 清 佳 之 殿

文教厚生委員長 山 西 国 朗

受理 番号	受 理 年月日	件 名 ・ 要 旨 (紹 介 議 員 氏 名)	提 出 者 住所 氏名	審 査 結 果	備 考
19の2	平成30 6.7	<p>『ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について』</p> <p>子どもたちのひとりひとりが大切にされ、安心して学べるよう、次の事項について配慮願いたい。</p> <p>① 正規採用教職員を増やし、小学校全学年、中学校1年生に続き、中学校2・3年生でも早急に35人学級を実現すること。</p> <p>② さらに就学援助の拡充をすること。</p> <p>③ 特別支援学校の過大・過密を解消するために学校・学級数を増やすこと。</p> <p>④ 全ての県立学校にエレベーターを設置すること。</p> <p>⑤ 給食費などの義務教育費無償化を国に働きかけること。</p> <p>(山田 豊 達田良子 上村恭子)</p>	<p>ゆきとどいた教育をめざす徳島県連絡会代表者 山本 正美 外1名</p>	不採択	

不採択の理由

受理 番号	件 名 及 び 理 由
19の2	<p>『ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について』</p> <p>①については、中学校2年生、3年生とも実質的に少人数学級が実現できていることから御要望には沿えません。</p> <p>②については、実施主体は市町村であり、市町村に対し、国からの情報をしっかりと伝える等適切に対応しているため御要望には沿えません。</p> <p>③については、学校の新設や学級数の増設をしており、適切に対応しているため御要望には沿えません。</p> <p>④については、ユニバーサルデザインの推進と、障がいのある生徒の受入に際して、必要な設備の整備に取り組んでいるため御要望には沿えません。</p> <p>⑤については、学校給食は法律により、食材費などの経費を保護者が負担することになっております。また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対しては、学校給食費を援助する制度や、学用品費、修学旅行費等も援助を行う制度が定められていることから御要望には沿えません。</p>

